会 員 登 録 規 程

第1条(目的)

この規程は、千葉県ソフトテニス連盟(以下「連盟」という。)会則第6条及び連盟加盟団体規程第2条の規定に基づく財団法人日本ソフトテニス連盟(以下「日本連盟」という。)への会員登録に関し、必要事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

第2条(会 員)

連盟がいう会員とは、連盟会則第3条の趣旨に賛同し、連盟加盟団体に属する個人で 日本連盟に会員登録した者をいう。

第3条(会員登録)

- 1. 社会人及び小学生で連盟に加盟しようとする者は、連盟加盟団体に所属し、日本連盟に会員登録しなければならない。
- 2. 高体連、中体連から加盟しようとするソフトテニス関係者と選手は、専門部を通じ日本連盟に会員登録しなければならない。
- 3. 千葉学連のソフトテニス関係者と選手は、日本学生ソフトテニス連盟を通じ日本連盟 に会員登録しなければならない。

第4条 (会員登録の時期)

- 1. 会員登録の手続きは、日本連盟が定める様式に従い毎年行うものとする。
- 2. 会員登録は、毎年4月1日から6月30日までの間に手続きを完了しなければならない。但し、新規会員登録は随時登録できる。

第5条(会員登録料)

会員登録料は、次のとおりとする。

- (1) 社会人 1,500円(日本連盟1,000円 連盟500円)
- (2) 高体連 1,000円(日本連盟 500円 連盟200円 高体連300円)
- (3) 中体連 1,000円(日本連盟 500円 連盟 200円 中体連 300円)
- (4) 小学生 1,000円(日本連盟 500円 連盟 500円)

第6条(登録内容の変更)

会員が転居等により加盟団体等登録内容が変更となる場合は、日本連盟が定める様式に従い、登録内容の変更手続きをしなわなければならない。

第7条(会員資格)

連盟が行う全ての競技会並びに検定会、研修会等の事業に参加する者は、連盟の会員 でなければならない。

第8条(会員登録の取消し)

競技者が次の各号に該当した場合は、会員登録を取り消す。

- (1) 会員としての資格を失った場合。
- (2) 連盟会則又は加盟団体規程等に違反した場合。

第9条(規程の改廃)

この規程の改廃等については、連盟理事会の議決による。